

## 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院 ボランティア規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、JCHO OSAKA ourPURPOSE「より最適な医療と温かい心で『あなた』と『地域』を支えます」を職員とともに実現できると思料される独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院（以下「病院」という。）でボランティアの意思を有する者の受入れ及び活動等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、ボランティアとは次の各号を踏まえた者をいう。

- (1) 活動が個人の自由意志に基づくこと。
- (2) 精神的報酬を得る活動で、金銭的報酬を期待しないこと。

### (施設管理者)

第3条 この規程を実施するため、管理者を置く。

2 管理者は、病院長が指名した者とし、看護部長をもって充てる。

### (ボランティアの受入方法)

第4条 管理者は、ボランティアの受入れにあたって、ボランティアの意思を有する者（以下「希望者」という。）から、活動時間及び活動内容等を記載したボランティア登録申込書（別紙1）の提出を要請する。

2 管理者は、提出されたボランティア登録申込書を受理した後、記載内容を確認し、病院運営に支障がないと判断した場合は、病院長の許可（決裁）を得て、ボランティアを許可することができる。

3 管理者は、当該ボランティアと確認書（別紙2）を取り交わすものとする。

### (活動への協力)

第5条 管理者は、ボランティアに対して次の各号に掲げる協力を行う。

- (1) 相談及び助言。
- (2) ユニフォーム等の貸与。
- (3) 休憩場所及び更衣室の提供又は確保。
- (3) その他管理者が特に必要と認めること。

### (注意事項)

第6条 ボランティアは、次の各号に掲げる注意事項を遵守しなければならない。

- (1) 自分自身に合った無理のない活動を選択すること。
- (2) 集合時間等、遵守すること。
- (3) 活動の実施について、一生懸命取り組むこと。
- (4) 関わりをもった利用者の個人情報を守ること。

(活動内容)

第7条 活動内容は、各号に掲げるものとする。

- (1) 外来等にて、検査や診療場所の案内、自動精算機操作補助、患者さんの要望への対応（オンデマンドバス等の予約や情報検索）に関すること。
- (2) 入院される患者さんを病棟等へ案内及び荷物搬送等の補助に関すること。
- (3) 手芸など癒しグッズの作成、病院や患者さんに必要な物品作りなどに関すること。
- (4) 医療スタッフの作業等の補助に関すること。
- (5) 病棟花壇等の手入れに関すること。
- (6) イベント等の準備の手伝い、参加等に関すること。
- (7) その他、挨拶、話相手など患者さん対応に関すること。

2 前項各号に規定する活動以外の活動への関与の必要性が生じた場合、又はボランティアから提案された新しい活動等については、管理者の許可を得なければならないものとする。

(ボランティアの実費負担)

第8条 管理者は、ボランティアへ食事の提供を行ったときは、ボランティアから給食材料費相当額の負担を求めることができるものとする。

(実費弁償費の支払)

第9条 管理者は、ボランティアが活動の準備等にかかった費用相当を負担した場合で、管理者が費用相当と認めたものについて病院長の許可（決裁等。ただし、その額が50万円未満の場合は事務部長までの決裁）を得て実費相当額を支払うことができる。

(事故防止等)

第10条 管理者は、事故等を防止するため、ボランティアに対し、あらかじめ

注意を促さなければならない。また、ボランティアが必要な注意を遵守しない場合又は管理者の指示に従わない場合は、ボランティアを中止させることができるものとする。

- 2 管理者は、活動中の事故等に対応するため、ボランティア保険及び行事保険（傷害保険及び賠償責任保険）に加入する。
- 3 前項の保険料は病院が負担する。

（個人情報等の保護）

第11条 管理者は、ボランティアが知り得た患者及び職員等の個人若しくは病院の情報について、他に漏らさない旨の誓約書（別紙3）の提出を求めなければならない。

（ボランティア受入担当者の設置）

第12条 管理者は、ボランティアと管理者の調整を行うために、ボランティア受入担当者を指名することができる。

- 2 ボランティア受入担当者は、受入れに関する管理者の事務を代行する。

（規程の実施）

第13条 この規程の実施について必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

この規程は、2023年10月1日から施行する。